

はじめに

いわゆる化学物質は5万種類以上もあるといわれており、その中から私たちの日常生活や産業活動で使用されている化学物質は、私たちの暮らしを便利で快適なものにしています。

しかし、化学物質の利便性は、化学物質が適切に使用されてこそ発揮されるものであり、逆に化学物質を不適切に使用すると、人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性があります。

化学物質の利便性を最大限に引き出し、リスクを最小限に抑えるには、化学物質のリスクを把握して適切に管理することが重要です。

もちろん、多くの事業者は日々化学物質の適切な管理に努められていることと思います。

しかしながら、近隣にお住いの県民の方々には、「塀の中では何をしているのだろうか。」といった不安を抱いている面もあります。

その不安の払しょくには、事業活動における化学物質の管理を含めた環境分野の取組をホームページ等で公開することも有効な手段の一つです。

しかし、皆さまの環境保全の取組を更に誤解なく広報するためには、事業者と県民、行政等が一堂に会して情報共有及び意見交換をする「環境コミュニケーション」を開催し相互理解を深めていくことが効果的です。

県では、随時事業者を訪問し、環境コミュニケーションの効果を説明して開催をはたらきかけています。その中で、「環境コミュニケーションとはそもそも何か。」、「開催方法が分からない。」などの声を聞くことが多々あります。

そこで、この「環境コミュニケーション事例集」を作成し、これまでに環境コミュニケーションを実施された事業者の一部について、その概要を紹介いたします。

これから環境コミュニケーションに取り組もうと考えている事業者の不安の解消に、そして、既に実施している事業者には継続して実施していただく際の参考に御活用いただければ幸いです。

また、他社の環境保全の取組を見ることで、自社で気が付かなかった環境対策を知ることがもできます。

この事例集を、一つでも多くの事業者の皆さまに御覧いただき、環境コミュニケーションの実施や新たな環境対策のきっかけとなり、それにより県民の化学物質への不安の解消と環境リスクの低減につながることを期待しております。

最後に、本事例集の作成に当たり、県内の6事業者の皆様にも多大なる御協力を頂いたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

目次

はじめに	P 1
環境コミュニケーションとは？	P 4
1 概要	P 4
2 環境コミュニケーションの根拠	P 4
3 効果	P 5
4 開催までの段取り（一例）	P 5
5 環境コミュニケーションの構成（概要）	P 6
6 環境コミュニケーションの進め方（詳細）	P 6
7 環境コミュニケーションに関するお知らせ	P 7

第1章 環境コミュニケーション実施事例

1 日本製紙クレシア株式会社 東京工場	P 10
2 トーヨーケム株式会社 川越製造所	P 35
3 パイオニア株式会社 川越事業所	P 47
4 株式会社田島軽金属	P 75
5 凸版印刷株式会社 川口工場 株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツ 川口工場 凸版情報加工株式会社 川口事業所	P 86
6 DIC株式会社 埼玉工場	P 104

第2章 実施事業所へのインタビュー

1 事前準備

Q1 実施のきっかけはなんですか？	P 112
Q2 準備で心がけたことはなんですか？	P 113
Q3 どんな準備をしましたか？	P 114
Q4 準備に要した時間と人数は？	P 116
Q5 参加者はどのように選びましたか？	P 117
Q6 どのように開催について通知しましたか？	P 118
Q7 実施日・場所・時間の設定に当たり配慮した点はありますか？	P 119
Q8 進行役等を依頼しましたか？	P 120
Q9 実施までのスケジュールは？	P 121
Q10 参考とした研修や資料等がありますか？	P 123
Q11 協力を受けた組織はありましたか？	P 124
Q12 実施内容はどのように決めましたか？	P 125
Q13 実施に関与した部署は？	P 126

2 実施後の感想

- Q14 実施してよかった点はなんですか？ P 127
- Q15 どのような点に苦労しましたか？ P 128
- Q16 実施後に変わったことはなんですか？ P 129
- Q17 留意・工夫した点はありますか？ P 130
- Q18 社内の反応はどうでしたか？ P 131
- Q19 どのくらいの経費がかかりましたか？ P 132
- Q20 環境コミュニケーションの開催で明らかとなった今後の課題はなんですか？ … P 133
- Q21 今後の計画、見通しなどを教えてください。 P 134

3 今後の課題・計画

- Q22 これまで、住民の方からどんな意見が出ましたか？ P 135
- Q23 実施前、住民の方から環境関連の苦情はありましたか？ P 137
- Q24 環境コミュニケーション実施以前は、地域住民の方とどのような交流を行っていましたか？ P 138
- Q25 環境コミュニケーションの他に貴事業所でされている環境への取組はありますか？ P 139

用語の解説..... P 140

環境コミュニケーションとは？

1 概要

環境コミュニケーションとは、化学物質の管理を含む環境分野を対象とした、県民・事業者・行政による意見交換会です。

環境コミュニケーションは、事業者が一方的に情報提供を行う場でも、県民が一方的に事業者を糾弾するための場でもありません。

意見交換を通して、県民と事業者がお互いに理解していくために開催するものです。



2 環境コミュニケーションの根拠

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）第4条には、事業者の努力義務として「化学物質の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と書かれています。

また、埼玉県生活環境保全条例第73条第2項においても、事業者の努力義務として、「県民に対し、取り扱う化学物質の管理の状況についての情報を積極的に提供することにより、県民の理解を深めるよう努めなければならない。」とあります。

この「国民（県民）の理解を深める」ための取組のひとつが、環境コミュニケーションの実施です。

3 効果

環境コミュニケーションを実施には以下の効果があります。
環境コミュニケーションの効果

対象	効果
事業者	事業活動の直接的アピールによる県民からの応援 事業者のイメージアップ 従業員の環境意識の向上 県民からの意見に基づく、より有効な環境への配慮の考案 県民からの意見への対応の迅速化
県民	環境リスクに対する不安の解消 事業者の事業活動・法の遵守状況・環境への配慮の理解 窓口の把握による安心感の醸成
両者	相互理解の構築、苦情発展の防止

環境コミュニケーションを開催することで、県民が環境リスクへの不安を解消できるだけでなく、事業者にもイメージアップなどのメリットが期待できます。

4 開催までの段取り（一例）

環境コミュニケーションの開催までの段取り

- ① 計画・立案（参加者の選定、日程の設定）
- ② 構成の決定、資料作成、開催の案内
- ③ 構成の詳細確認、会場準備

① 計画・立案

開催の目的を設定し、参加者を選定しましょう。

参加者を選定しましたら、事前に参加者と日程を調整します。

② 構成の決定、資料作成、開催の案内

次ページの一般的な構成を参考に、事業者の実状に合わせて決定してください。

参加者との意見交換の時間は設けてください。

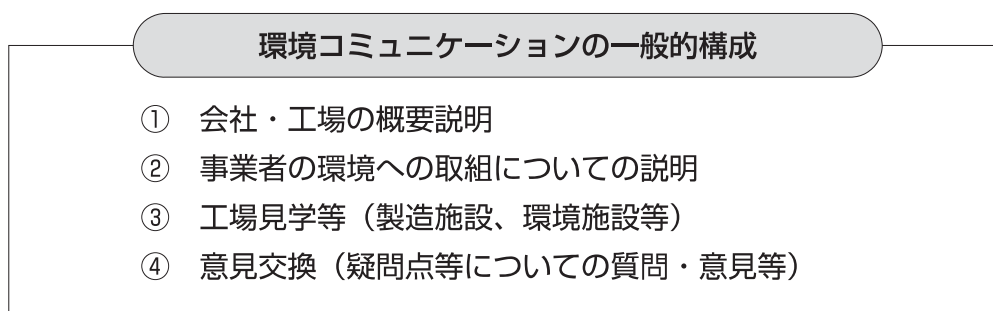
なお、資料の作成と開催の案内については、当事例集の掲載事例を参考にしてください。

③ 構成の詳細確認、会場準備

会場準備については、掲載事例に開催時の会場レイアウトを掲載していますので、参考にしてください。

5 環境コミュニケーションの構成（概要）

環境コミュニケーションの一般的な進め方は以下のとおりです。



環境コミュニケーションには決まった方法があるわけではありません。事業者の実状に応じて様々な方法で環境コミュニケーションを実施してください。

6 環境コミュニケーションの進め方（詳細）

① 会社・工場の概要説明

参加者は、事業者が日々どのような事業活動を行っているか把握していないことが多いです。環境への取組を説明する前に、まずは参加者に事業活動を説明することで、事業者のことを参加者に知ってもらうことができます。

② 事業者の環境への取組についての説明

環境法令の遵守状況と併せて事業所内にある装置や製造過程で発生する排ガス・排水の処理方法を説明することで、環境への取組を参加者にアピールすることができます。

③ 工場見学等（製造施設、環境施設等）

この項目は、事業者の実状に合わせて大きく変化します。

例えば、機密保持等の理由で工場見学が実施できない場合でも、③の項目を設けず事業所以外の場所で意見交換を行えば環境コミュニケーションを開催することができます。

④ 意見交換（疑問点等についての質問・意見等）

意見交換では、①～③の中で生じた疑問、あるいは日常生活の中で生じた疑問が、参加者から質問されます。

この意見交換は、環境コミュニケーションの最大の特長であり、相互理解を築くために最も効果的な方法です。

7 環境コミュニケーションに関するお知らせ

○ 環境コミュニケーション開催事例の掲載について

県では、平成14年度から平成29年度までに、把握しているだけでも累計283回もの環境コミュニケーションが実施されてきました。

このうち、事業者から掲載依頼があったものを、埼玉県ホームページに掲載しています。

環境コミュニケーションの開催実績を掲載することも、環境への取組を県民に発信する方法の一つです。

環境コミュニケーションを実施された事業者も、環境コミュニケーションに該当する意見交換会をもう既に実施されている事業者も、当課ホームページに掲載している「環境コミュニケーション事例紹介掲載申請書」に必要事項を御記入の上、電子メールで当課へ御送信ください（a3050-08@pref.saitama.lg.jp）。

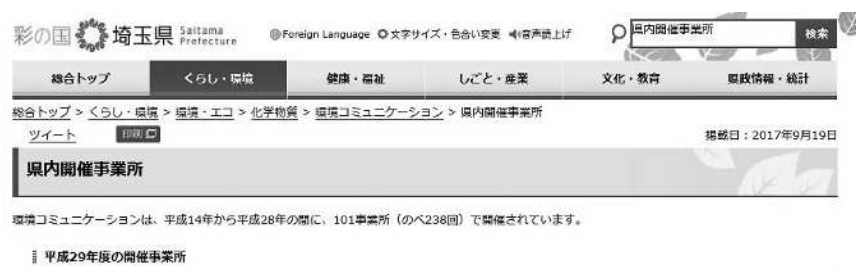


図 埼玉県ホームページ「県内開催事業所」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kankomi/kaisaijigyosyo.html>)

・「環境コミュニケーション事例紹介 掲載申請書」掲載URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kankomi/keisaishinsei.html>